

令和 8 年 4 月 1 日

令和 9 年度 枚方市障害者施設等整備方針

枚方市健康福祉部福祉事務所
障害企画課

第 1 基本方針

障害者施設等の整備について、確実性を有する整備計画であって、緊急性の高いものから、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、予算の範囲内で若干数の障害福祉サービス事業所等の施設整備を推進する。

また、整備を実施する施設において、「枚方市障害福祉計画」及び「枚方市障害児福祉計画」との整合性を図るため、次のとおり整備方針を定める。

1 特に優先的に行う整備事業

・重度障害者の受入れに対応できるグループホームの整備促進

障害者が自ら生活の場を選択し、安心して住み続けたいまちで住み続けられるようにするため、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要がある。地域で生活している人の潜在的ニーズも高いとともに、地域移行促進のための重要な施策であることから、重度障害者の受入れに対応できるグループホームの整備を優先する。

・短期入所（ショートステイ）の整備促進

本市の短期入所（ショートステイ）の利用状況について、身近な地域でサービスを受けたいというニーズが高く、市内で基盤整備を図ることが必要である。また、緊急時利用や医療的ケア児等に対応できる事業所の整備についてもニーズが高く、これらのニーズに対応した事業所の整備を優先する。

2 その他優先的に行う整備事業

・医療的ケア児等に対応できる通所事業所等の整備促進

医療的ケアが必要な人にとって通所できる施設のニーズが高いことから、医療的ケア児等に対応できる通所事業所等の整備を優先する。

・スプリンクラーの設置促進

火災時に自力で避難することが困難な方のため、グループホーム、入所施設及び短期入所について、スプリンクラーの設置を進める。

・老朽化に伴う改修整備の促進

一定年数を経過し、老朽化のため使用に堪えなくなった施設の改修の整備を進める。ただし、社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成 17 年 10 月 5

日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長) 1 対象事業の表区分の項中第 1 号又は第 2 号に該当する整備計画に限る。

第 2 整備基準

1 施設の創設、増設、修繕等について

- (1) 計画する施設については、建築基準法はもとより、施設の種別ごとに設けられている建物・設備の「最低基準」など、関係する諸法令・条例・通知等の基準を満たしていること。
- (2) 既存の施設では、待機者の需要を満たしきれないなど、客観的需要が認められること。
なお、中長期的視点からも真に必要性が認められ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。
- (3) 「第 1 基本方針」に合致すること。

2 建設予定地について

- (1) 自己所有地又は借地にかかわらず、登記簿謄本や寄附確約書、賃貸借契約書等の客観的資料により、建設予定地の確保が確実であること。なお、借地の場合は、地上権又は賃借権の設定登記がなされることが確実であること。
- (2) 抵当権などの所有権を制限する権利が設定されておらず、かつ、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の各種開発規制等に該当しないものであること。
- (3) 交通の利便性や住宅地との距離等から、施設利用者に対するサービス提供にとどまらず地域に開かれた在宅サービスの拠点としても適切な立地条件であること。
- (4) 建設予定地の隣接地権者、町内会等地域住民に対する施設整備説明などの情報提供が行われ、施設建設が円滑に進められることが見込まれること。

3 法人の適格性について

- (1) 社会福祉法人等(注 1)の役員構成、資金計画(借入金の償還能力等)等が適正であり、施設整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であること。
- (2) 枚方市による指導監査等の結果が良好であり、指導監査等による指摘・指導事項に対しては、適切な対応により改善がなされていること。

(注 1) 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO 法人、営利法人等

4 社会福祉法人の新設を伴う計画について

(1) 法人の資産

- ア 法人の設立に際して寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結されていて、寄附者の所得能力、資産状況等の各種証明書から、当該寄附が確実に行われることが明らかであること。
- イ 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附が予定されている場合も上記と同様であること。
- ウ 必要な資産として、運用財産のうち施設運営に必要な年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金、当座預金等を有していること。

(2) 法人の組織運営

法人を運営していくために評議員及び役員（理事・監事）が必要であり、実際に法人運営に参画できない者を、評議員または役員として名目的に選任されていないこと。

(3) 評議員については、以下の要件を満たす者から理事の員数を超える数が選任されていること。

- ア (ア) 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
 - (イ) 評議員は、当該法人の理事、監事又は職員等の職務を兼任していない者
- イ 各評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれておらず、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれていないこと。

(4) 理事については、以下の要件を満たす者を含む6人以上が選任されていること。

- ア (ア) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - (イ) 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - (ウ) 当該法人が施設を設置している場合は、当該施設の管理者
- イ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と社会福祉法施行規則第2条の10の各号に該当する特殊の関係のある者が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならず、かつ上限は3人であること。

(5) 監事が2人以上選任され、次に掲げる者が含まれていること。

- ア (ア) 社会福祉事業について識見を有する者
 - (イ) 財務管理について識見を有する者
 - (ウ) 当該法人の評議員、理事及び職員等の職務を兼任していないこと
- イ 監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と規則第2条の11の各号に該当する者も含まれてはならないこと。
 - * 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい。

(6) 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」または「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。

- ア 社会福祉に関する教育を行う者

- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

(7)「当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- エ 医師、保健師、看護師等保険医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会、商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

5 民間補助金との調整について

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと